

損害保険代理店に於ける種類別保険料最低基準設置の提案書

昨今のアメリカ合衆国との輸入追加関税の導入に伴う自動車販売業での収益減少の恐れが深刻化する中、下記措置を新たに追加することによる、自動車販売会社に於ける既存の損害保険代理店としての基盤収益拡大を図る狙いで、現在の副業代理店としての自動車販売に附属する自動車保険に、固定基盤収益の拡充を含めた内容で、新たに 種類別保険料割合の最低基準値を設ける事により、損害保険会社及び代理店の双方に於ける基盤収益拡大による固定化、現在及び将来に向けて 国内及び世界情勢により、事業継続に影響を受ける懸念が生じた際にも、当内容にかかる基盤収益拡大による「企業としての生き残り」に焦点を合わせた基盤収益力を自動車販売会社に於いても、今後備える必要性が生じていることを考慮して、下記提案項目 及びその根拠を提示させて頂き、当提案内容を熟慮して頂き、早期実現に向けて上位機関へ御提示頂きたく、宜しくお願い申し上げます

(1) 保険業法 損害保険関係 の改正

①全損害保険料に占める各種別最低基準

* 自動車保険	10%
* 火災保険	10%
* 医療傷害保険（第3分野）	10%

尚、割合値については貴殿庁にて変更頂いても差し支えございません

（２）種類別保険料割合最低基準値の設置に関する根拠

- ①国内及び世界情勢に影響を受けた際にも確固とした基盤による事業継続の維持
- ②電気自動車の普及による家屋充電設備の設置に於ける自動車販売会社の顧客に対する当設備に付随した火災保険契約の提案
- ③既に自動車販売会社に於いては収益拡充の狙いで、医療傷害保険（第３分野）の募集を定期的に従業員へ向けての業務として行っている企業も多数存在することから、医療傷害保険募集に当たっては今までの経験則が存在することもあり、また、火災保険についても電気自動車購入顧客からの要望及びニーズに対応すべき位置にある業種と言える

（３）募集に関しての条件

- ①代理店は担当保険会社との情報を密にし、
自動車保険以外の分野に於いても、従来通り 講習及び研修の実施また従業員への更なる上位への資格取得を促す
- ②既存代理店の従業員に於いては、既に損害保険募集人資格を必須取得している旨、当改正保険業法の早期な通達に於いても、募集開始を可能とする資格条件は既に具備している

以上の記載内容にてご熟考頂き、早期の通達が行われることを期待させて頂くとともに、確固たる根拠の上での提案書である旨を提示させて頂きます。

以上